○建築基準法施行条例(昭和三十六年千葉県条例第三十九号)

改正後

のにあつては三メートル以上としなければならない。 のにあつては三メートル以上とし、千平方メートルを超えるも トール以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超え千平方メー その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メー そ三メートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員は、 三第二十五条 物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員 第二(物品販売業を営む店舗等の主要出入口)

(物品販売業を営む店舗等の通路)

欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上第二十六条 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の 第

地	+	也	亨	二以
地階		L 11北百	均 <i>0</i> 月	易の幅員
五百を超えるもの	千を超えるもの	五百を超え千以内のもの	方メートル)	て共力の形面責(単有する避難上有効な通路を
			幅員	なければ
11.	11.		(単位メートル)	はならない。
四	兀	六		

、既存建築物に対する制限の緩和

第五十一条 略

該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用法第三条第三項第三号及び第四号の規定において「増築等」という。)で、法第三条第三項第三号及び第四号の規定において「増築等」という。)が、規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなった日以後に増築、改築、規定によりに、これらの規定の適用を受けないこととなった日以後に増築、改築、規定によりに、これらの規定において同じ。)で、法第三条第二項を号に、お第三条第二項の規定の適用を受けないとなった。)が、法第三条第二項の規定の適用を受けないとなった。)が、法第三条第二項の規定の過用を受けないとなった。)が、法第三条第二項の規定の過用を受けないとなった。)が、法第三条第二項の規定の過用を受けないとなった。)が、法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項の規定の適に、法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項の規定の適に、適用

(物品販売業を営む店舗等の主要出入口) 改正前

のにあつては三メートル以上としなければならない。
トル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超えるもトル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超え千平方メーその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メーミメートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員は、第二十五条 物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員

(物品販売業を営む店舗等の通路)

以上の幅員を有する避難上有効な通路を設けなければならない。欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上第二十六条 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の

_ _ _	ß
	也皆 「丘目と習える」つり
二・四	千を超えるもの
一・六	上皆 五百を超え千以内のもの
夏(単位 ジー)	方メートル)
畐員 (単立メートレ)	売場の用途に供する部分の床面積(単位平

(既存建築物に対する制限の緩和

第五十一条 略

2 様替(以下この条において「増築等」という。)の工事に着手し、これらのを受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模 第四号の規定にかかわらず、 規定の適用を受けることとなるものについては、 造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分をいう。 外の独立部分に対しては、 の項において同じ。)で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用 下この項において「独立部分」という。)が二以上あるものに限る。 つても別の建築物とみなすことができる部分(建築物が開口部のない耐火構 用を受けない建築物 法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一 (これらの規定に規定する基準の適用上 これらの規定は、 その建築物のうち当該増築等をする独立部分以 適用しない。 法第三条第三項第三号及び 一の建築物であ 項の規定の 以下こ 以

は、第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについて当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第百二十九条第一項の規定により、

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外)

.避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外)

十八条の二、第二十二条、

第二十六条及び第三十七条の規定は、

適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外

第十八条の二、第二十二条、第二十六条及び第三十七条の規定は、適用しな 第十八条の二、第二十二条、第二十六条及び第三十七条の規定は、適用しな では、第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、 検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについ 検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについ り、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全 第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第百二十九条の二第一項の規定によ

、避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外)

第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二の二第一項の規定により、第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二の二第一項の規定により、第五十二条の三、第二十五条(主要出入口の幅員に係るのでは、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七年では、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七年では、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七年では、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七年では、第十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二の二第一項の規定により、